

河 第 122 号
令和 6 年 7 月 16 日

国土交通省
北陸地方整備局長 殿

富山県知事 新田 八朗



黒部川水系河川整備計画変更の意見照会について（回答）

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 5 項の規定により、令和 6 年 4 月 3 日付け国北整河計第 127 号で意見照会のあったこのことについては、次の要望を付して同意します。

【 要 望 】

- 1 災害につよく強靱な県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、治水事業を着実に実施すること。
- 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、引き続き、河川流況に関する調査などを行い、適正な流量の確保に努めること。
- 3 美しい景観と豊かで快適な環境を創出するため、河川環境の整備・保全に努めること。
- 4 土砂の流れをより自然に近い形にするため、上流域から下流域・海岸域まで一貫した総合土砂管理を図ること。
- 5 事業実施にあたり、コスト縮減及び早期の効果発現に努めること。
- 6 計画実施にあたり、関係市町並びに関係機関等と十分な調整を図ること。

